

平成 27 年第 6 回教育委員会 定例会議事録

平成 27 年 6 月 1 日

東久留米市教育委員会

平成27年第6回教育委員会定例会

平成27年6月1日午前10時04分開会
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 「東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画(案)について」に関する照会について(回答)
- (2) 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- (3) 東久留米市立学校職員出退勤情報管理機器使用規程の制定について
- (4) 東久留米市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について
- (5) 諸報告
- ①東久留米市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について
 - ②東久留米市特別支援教室設置検討委員会設置要綱の制定について
 - ③東久留米市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について
 - ④東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会設置要綱の制定について
 - ⑤特別支援教室に関する保護者への説明会について(報告)
 - ⑥その他
- 教育委員からの報告

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	矢 部 晶 代
委 員	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
企 画 経 営 室 参 事	土 屋 健 治
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 3人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時04分)

- 直原教育長 これより平成27年第6回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。
-

◎会議録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の会議録の署名は矢部委員にお願いします。
○矢部委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 直原教育長 初めに本日の会議の進め方について、教育総務課長から説明をお願いします。
○遠藤教育総務課長 追加議案はありません。議案審議は公開の会議で行っていただきます。
なお、予定していました諸報告の「平成27年度(26年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)」については進捗状況により、本日の定例会の日程から外させていただきます。定例会終了後に協議会を開催し、そこで担当課長からご説明し、質問があればお受けしたいと思います。
また、同じく諸報告で予定していました「東久留米市立小中学校の学校サポート業務のあり方検討委員会設置要綱の制定」についてですが、これについても一部内容の整理が必要になりましたので、本日の日程から外させていただきます。
○直原教育長 ただ今の説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは新しい日程により進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴者はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 いらっしゃいます。
○直原教育長 それではお入りいただきます。

(傍聴者入室)

◎会議録の承認

- 直原教育長 平成27年4月13日に開催した第8回臨時会、4月30日に開催した第9回臨時会の会議録についてご確認いただきました。特に、委員の皆様から修正のご連絡はありませんでしたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 日程1、「『議案第50号 東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画(案)について』に関する照会について(回答)」を議題とします。教育部長から議案の説明をお願いします。なお、後ほど、昨日開催されました市民説明会の報告をしていただくために、土屋企画経営室参事においでいただいています。よろしくをお願いします。
○師岡教育部長 「『議案第50号 東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画(案)について』に関する照会について(回答)」ですが、先ず資料の4枚目をご覧ください。5月14日付で市長から教育委員会に対して、同整備計画案への意見照会がありました。回答案

を説明する前に、私からはこれまでの経過を説明します。

「東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画（素案）」について、4月30日に開催しました第9回臨時会において土屋企画経営室参事からご説明いただき、委員の皆様にご議論をさせていただきました。参考までに、委員のお手元には先ほど承認していただきました第9回臨時会の会議録もお配りしています。前回の議論をまとめますと、整備計画素案により、一つ、東中学校の用地が旧第四小の閉校前に比べると約5,000m²広がること。二つ、アクセス道路と区画道路が整備されることで学校東側の体育館との間の道路の交通量が減ると見込まれること。三つ、区画道路の安全対策として地区内の道路すべてで歩車道が分離されること。四つ、不足している市民向けの屋外運動施設が整備できること。五つ、この屋外運動施設は東中学校も利用できることなどです。これらを総合的にご判断いただき、「整備計画素案は基本的に了としてよいと考えるが、東中学校の保護者や市民を対象とした説明会での意見や要望等を聞いた上で教育委員会としての意思決定をする」ということになりました。それでは、5月23日に開催されました東中学校の保護者説明会と、昨日開催された市民説明会の報告を続けて行います。

まず、東中学校保護者説明会について報告します。説明会は5月23日土曜日、午後5時から東中学校体育館で開催しました。当日の市側の出席者は教育長、企画経営室参事、教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、東中学校校長でした。また、保護者側の出席者は学校関係者を含めて10名でした。まず、企画経営室参事からこのたびの整備計画案について、資料をもとに説明がされました。説明の内容は4月30日開催の第9回教育委員会臨時会の時と同様ですので省略します。これに対する保護者等からの質問と市側の回答を、主なものに絞って報告します。

一つ目、「新たな計画では道路が学校の屋外施設を分断する形になる。学校を分断してまで通さなければならない理由と根拠は何か」。新たなアクセス道路の位置が具体的に決まってくる中で、交通管理者である警視庁との事前協議において、交通の円滑化を図るため、できるだけ地区内の道路と直結するような形にする必要があること。また、交通安全対策を考慮し、交差点をできるだけ整備し、信号機の設置間隔については概ね150m以上とる必要があること。こうしたことを踏まえ、市としても交通安全対策上、主要な交差点については信号機の設置を要望していきたいという考えや、旧第四小学校の第二校庭が学校開放という形で利用されている実態も踏まえ、今回の整備計画案を作成したという回答です。

二つ目、「交通上の安全確保はどのように行うのか。横断報道があっても交通量が多くなるということで心配である」。安全確保については地区内の道路については歩車道分離という形で歩道つきの道路を整備していくことと考えている。また、地区内の主要な交差点については信号機の設置等も警視庁にお願いしていきたいということを前提に、今回の計画案として作成しているという回答です。

三つ目、「計画の変更は可能なのか。道路に関してだが、車両が通るのではなく、歩きとか自転車のみといった変更は可能かどうか伺いたい」。市としては、交通管理者や地区内の土地所有者である国、URと協議・調整を進めてきた経緯を踏まえ、この整備計画案で進めさせていただきたいと考えている。例えば地区内の道路を歩行者のみにするというお話だが、都市計画道路から結んでいる新たなアクセス道路を地区内に結び込むという形で、これを地区内の道路でさばっていくという形で考えており、歩車分離という形の整備で進めていきたいと考えているという回答です。

四つ目、「図面の資料で、旧四小跡地にあるテニスコートや旧四小の第二校庭のグラウンドは市民みんなが使える施設になるのか、それとも、東中学校の生徒が使えるものになるのか」。グラウンドはサッカーほか、少年野球等いろいろな形で広く市民の方に使っていただ

くよう考えている。また、東中学校の生徒にもクラブ活動の大会等で利用してもらいたいと考えている。また、旧第四小学校跡地のテニスコートは東中学校のグラウンドにあるので、東中学校の生徒専用のテニスコートになるという回答です。

五つ目、「屋外運動施設のサッカー場は芝とか人工芝を張った本格的なもので考えているのか」。サッカーのほか野球や、高齢者がターゲットバードゴルフ等で利用したりもできるような、いろいろなスポーツで使える施設として考えているので、芝を植える考えは今のところはなく、土のグラウンドとご理解いただきたいという回答です。

六つ目、「東中学校の道路拡張のときにかかってくる工事はいつごろから始まるのか」。拡幅計画線が現在のプール、技術棟、校舎等にそれぞれかかっている。現段階でこれらの施設の更新時期の計画等はないので、将来的にこれらの施設が更新されることになれば、その更新時期に合わせて拡幅整備をしていくことになる。については東中学校の東側、また南側の部分については今のところ工事の時期は決まっていない、という回答です。

七つ目、「工事が始まるとかなり道路が狭くなり、子どもたちが通うスペースが限られてくる。その辺りの安全面はどのように考えているのか」。今は全体計画を整備計画案という形で示しているの、具体的な工事の進め方については未定である。土地所有者や交通管理者等と協議しながら、当然教育委員会とも協議しながら通学の安全確保を十分考え、具体的な工事を進めていきたいと思っている、という回答です。

八つ目、「アクセス道路の工事のスケジュールについて。28年度の真ん中から始めて30年度ぐらいまでということは駅方面から来る3・4・20号線も、このスケジュールとほぼ同じ感じで開通するという理解で良いのか」。この都市計画道路の整備については、現段階では28年度末を目途に事業計画がつくられている。用地買収もほぼ終わっているの、若干遅れる可能性はあるが、今回のアクセス道路の整備計画という形でこの道路を整備していきたいと担当部署からは聞いている、という回答です。

九つ目、「新たにつくる道路はよく言われている、電線類の地中化で整備するのか」。今回説明している計画は道路の幅員と配置がようやく決まったものを図面化している。具体的な設計については今後進めていくが、現段階で地区内の道路を電線地中化するまでの計画はない、という回答です。

以上のように、東中学校の西側を通る道路の必要性やスケジュール、東中学校周辺の交通上の安全対策、屋外施設の使用方法や整備内容などについての質問がなされ、午後5時47分に終了しています。

○直原教育長 続けて、企画経営参事から報告をお願いします。

○土屋企画経営室参事 昨日開催されました、上の原地区土地利用構想整備計画案に関する説明会について報告します。説明会は、昨日の5月31日の午後2時から、東部地域センター講習室にて開催しました。市側の出席者は市長、副市長、環境安全部長、都市建設部長と私、企画経営室参事です。参加した方は全体で65名でした。市長挨拶の後、私から上の原地区土地利用構想整備計画案について説明し、その後、参加者からご質問やご意見をいただき、市側から回答しています。全体で延べ15名、このうち2名については再質問され、ご意見が出ています。午後4時を終了予定としていましたが、予定より30分延長し、午後4時30分に終了しています。内容についてですが、昨日の今日ということもありまだ整理されていません。当日の主なご質問やご意見について、幾つか報告させていただきます。

まず、地区外の土地利用に関する部分についてのご質問やご意見です。

「地域住民の声を反映させる取り組みについて」。これまでの住民への説明の経緯や計画に至る経緯等について、市側から説明しました。

「地区内の土地利用の方向性について。具体的な企業等は決まっているのか」。これにつ

いては、市側で一定の土地利用の方向性としてこの計画案に示していますが、現段階で特定の企業等について私どもからお答えできる立場ではないですし、実際に契約等がされない企業等については決まらないとご説明しています。

「地区のにぎわいと住環境との整合性について」。昨年の土地利用構想の段階でも地区内のゾーニングという形で整理し、今回の整備計画についてはそれに基づいて地域の住環境の確保、また、にぎわいの創出と言っている部分をエリアとして全体のバランスをとる形で考えていると回答しています。

「地区内に多くの高齢者がおり、これに対応した施設整備をしようとしているがどうなっているのか」。現在の高齢者福祉施設をはじめ、そのような整備もしており、高齢者も若者も含めて、全体計画の中で考えてきていますとお答えしています。また、施設整備の中で質問がありました。例えば、コミュニティー施設等について設けていく考えはあるのかということですが、現段階では市の施設として新たに設ける計画はないとお答えしています。

「少子化等について市長の考えは」。市長から、少子化対策としていろいろな手だてを考えて実行してきているとお答えしています。

「新座市との連携」として、「当該地区が新座市に隣接していることから地域開発を図る上で新座市とうまく連携をとって進めていくべきだ」というご提言をいただいています。このことについては、かねてより新座市とは情報交換を密に行い、適切な対応をしてきているとお答えしています。

「企業等の誘導に対する市のスタンスは」として、「土地自体がUR都市機構、国の土地になっているが、主体的に市が進めるべきだ」というご意見があり、私どもも市がこの計画をつくり、市の考えで企業等誘導を進めてきていると説明しています。

次に、当該地区の特徴として、物流面では弱い地域ということで、市全体の活性化を図っていく上ではもう少し大きな視点で道路整備計画を進めていくべきだというご意見がありました。これらについては、広域的な道路整備についての市側の考え方をご説明しています。

次に、例えば、市が望んでいない企業等が立地される場合があるのかというご質問がありました。これについては、今後定めていく地区計画の中で一定の用途制限等を行っていく考えがあるので、そういう施設ができないように法的規制をかけていくとご説明しています。

また、「上の原地区の開発については周辺地域を含めた中で考えていく必要がある」というご意見もいただいています。

「道路等の整備計画等について」のご意見です。「全体の事業費はどのぐらいかかるのか」。地区内の道路整備自体は整備手法を含め現在検討中であり、市側の負担となる事業費についてはまだ示せる段階ではないとご説明しています。

「ガードレール等の安全確保について」のご意見です。これについても、市として適切な安全確保が図れるような施設整備を図っていくとお答えています。

「東中学校の北側の住宅地区Bという地区が将来的に開発された場合、交通量の予測はどのようになるのか」。当該地区には将来的には教育関係施設、またスポーツ関連等の施設誘導を進めていきたいと考えており、このような施設については交通負荷が少ない施設であるので、交通量については今の計画の中で考えれば大丈夫ではないかと説明しています。

「事業計画全体のスケジュールについて」。これについては資料に掲載していますので、現段階ではこのような形で進めていきたいとお答えしています。

「交通量の推計とアクセス道路の必要性について」。資料には将来推計交通量という形で掲載しています。その数値的な根拠等及びそれから来るアクセス道路の必要性についてのご質問をいただいています。これについては推計の考え方を一定程度ご説明し、アクセス道路の整備が全体の開発に伴って必要になってくることをご説明しています。

東中学校等に係る質問です。一つ目が、「東中学校の体育館の新築を取りやめ、改修に変更したこと、今回の整備計画案とのかかわりについて」。市長からは当時の体育館の新築から改修に変更した理由を説明した上で、今回の整備計画案はその部分とは別なものだと説明しています。二つ目が、「文教地区を分断する形での計画となった理由について」。このことは保護者説明会でも同様な質問があり、同様な回答をしています。三つ目、「東中学校の東側の道路の部分についての改善はどうなるのか」。東中学校の現在施設があることから、資料に掲載していることを説明しています。地区内の道路については歩道付の道路で整備していくという考えをしているので、例えば、小学校の通学路等については全体が整備される中で、今後教育委員会と協議をしながら見直していくことになるかもしれないという話をしています。

その他、今回の説明会に対する広報の方法や資料等の提供についてのご意見をいただいています。雑駁ですが報告は以上です。

○直原教育長 ありがとうございます。二つの説明会の報告を受けました。それでは議案の審議に入ります。議案の説明後に質疑を行います。それでは議案の説明からお願いします。

○師岡教育部長 「『議案第50号 東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画（案）について』に関する照会について（回答）」、上記議案を提出する。平成27年6月1日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、平成27年5月14日付27東久企企発第7号により市長から照会のあった表題の件について回答する必要がある」。決定内容ですが、平成27年5月14日付27東久企企発第7号「東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画（案）について」により、市長から別添のとおり照会があった。教育委員会としても了承できるものであるため、別紙のとおり回答するというものです。

（以下、別紙を朗読）。「27東久教教総収第33-1号 平成27年6月1日 東久留米市長 並木克己殿 東久留米市教育委員会 「東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画（案）について」に関する照会について（回答）平成27年5月14日付27東久企企発第7号により市長から照会のあった表題の件について、異議ありません。同整備計画を推進するに当たり、市立東中学校周辺の交通安全対策が確保されるよう、引き続き関係機関との調整方お願いいたします。」以上です。

○直原教育長 ご質問がありましたらお願いします。

○尾関委員 昨日の市民説明会について伺います。地元の方から東中学校関連の質問があったということですが、特にアクセス道路についてはこういう設計だと東中学校の生徒への安全、教育環境等について今と齟齬（そご）を来すのではないかと、というご質問やご意見はなかったのでしょうか。

○土屋企画経営室参事 地区全体の安全確保という点ではご質問はありましたが、アクセス道路等についての安全確保に関する質問はありませんでした。全体の安全確保と東中学校の東側の部分についての安全確保についてのご意見はありましたが、地区全体として歩車道分離という形での整備計画を考えているとご説明しています。

○矢部委員 保護者説明会の議事録の中にありましたが、工事に際しての安全面について伺います。「工事が始まるとかなり道路が狭くなり、子どもたちが通うスペースが限られてくるので、安全面はどのように考えているのか」というご質問に対しては、「しっかりと計画を立ててやっていきます」というお答えでした。現時点で参事がお答えできる範囲は限られていると思いますし、実際に工事をする段階でさまざまな関係者が入ってきますから、保護者の質問に対して回答された安全に対する配慮については徹底していただきたいと思います。

○直原教育長 4月30日の教育委員会でご説明した時は「素案」の段階でご議論いただき、冒頭、教育部長から5点、理由を挙げて、教育委員会としてこの整備計画案を基本的には了

として考えるが、保護者説明会や市民説明会の議論を聞いた上で最終的に判断しようということになっていました。今回、別紙で、議案の中身を教育部長からお話ししましたが、照会に対して「異議ありません」と回答するに当たっては、両説明会でも交通安全についての発言が幾つか見られましたので、今、矢部委員からもご指摘がありました、「整備計画を推進するに当たり、東中周辺の交通安全を確保されるよう引き続き関係機関との調整方をお願いいたします」という文言を書き加えてはどうかということで、議案を作成しています。

引き続きご意見を伺います。

- 名取委員** 教育長が言われたことは、本当に大事な視点だと思います。特に東中学校はもともと体育館に行くのに道路を渡る必要があり、さらにまた新しい道路ができて…。そして、何かあるとその道路を渡ってグラウンドに行かなければならない。両面とも道路に囲まれることになります。東中学校周辺の交通安全というのはその意味では二重に、要するに東の道路と西の道路がありますので、ここについては特にご配慮願います。
- 松本委員** 私も同じ考えです。この土地が全て市の所有であり、かつ、予算が伴えば市民の声を十分に反映させながら計画を立てられるのですが、国の土地ですから市の要望のすべてを反映させることはできないと思います。企画経営室を中心に綿密に調整していただいたプランを出してもらっていますが、実際に工事が始まった時の工事自体の安全性や、通学時の安全対策はしっかり進めてもらうことを付け加えていただいて、了としたいと思います。
- 矢部委員** 街区ごとの土地利用の方針を示していただいています、このとおりになればありがたいと思える計画だと思います。しかし、住宅地区Bについては、私たちが望まないようなものが建たないようにしていただきたいと思います。中学校に隣接している地域ですし、ぽつんと東中学校だけがあるような環境になると交通が不便かどうかという意味ではなく、そういった意味での安全面はどうなのか、というのも心配なところがあります。この計画が推進されて、企業、学校関係、介護訓練施設、研修、スポーツ関連など、望ましい企業がたくさん配置されてこの地域全体がにぎわい、学校にも良い効果をもたらすことになるように引き続き努力していただき、決して歓迎しないようなものが来ないように土地所有者にも伝えていただければと思います。
- 尾関委員** 住民説明会でも新座市との連携について質問があったようですが、特に都県境は自治体によってさまざまな交通規制や安全施策がありますから、進めにくいこともあると思います。新座市とはできるだけ情報交換や意見交換を行うなどして、交通安全施策に遅れがないようにお願いします。
- 直原教育長** ほかになければ質疑を終了し、採決に入ります。「議案第50号 東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画（案）について」に関する照会について（回答）」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第50号は承認することに決しました。

ここで土屋参事は退席されます。ありがとうございました。

(土屋企画経営室参事 退席)

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長** 「議案第51号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長** 「議案第51号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成27年6月1日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、教育総務課庶務係の分掌事務に、学校危機管理マニュアルに関することを加える

ため、規程中の別表を改正する必要があるためです。詳しくは担当から説明します。

- 遠藤教育総務課長 各学校にある学校危機管理マニュアルについては3月までは学校適正化等担当が所管していましたが、今後は教育総務課庶務係が取り扱う事務として事務決裁規程の一部改正を行うものです。
- 直原教育長 特になければ質疑を終わり、採決に入ります。「議案第51号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第51号は承認することに決しました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 次に、「議案第52号 東久留米市立学校職員出退勤情報管理機器使用規程の制定について」、教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第52号 東久留米市立学校職員出退勤情報管理機器使用規程の制定について」、上記議案を提出する。平成27年6月1日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、東久留米市立学校に勤務する都費学校職員の時差勤務導入に伴い、出勤及び退勤時間を厳正かつ公正に管理する必要があるためです。詳しくは担当から説明します。
- 加納指導室長 東京都の職員については、平成27年4月1日から、育児または介護を理由とする時差勤務が導入されています。本市の学校に勤務する都費学校職員についても、勤務時間を正規の時間から30分間あるいは60分間を前または後ろに割り振ることが可能となりました。例えば30分前に割り振った場合、正規の勤務時間が8時15分からだとすると、7時45分となります。後ろに30分割り振った場合は正規の退勤時間が16時45分だとすると17時15分となります。そのため、前に割り振った場合は出勤時間の、後ろに割り振った場合は退勤時間の管理ができなくなります。実際には、副校長先生やほかの教員が在籍していますので確認はできますが、そのことで管理できているとは言えません。そのため、時差勤務する教職員の出退勤時間を管理するため、タイムカードを利用することとし、そのための管理規程を定めるものです。なお、この訓令は公布の日から施行し適用します。
- 直原教育長 何かご質問はありますか。
- 名取委員 この規程により時差出勤している方は何人いますか。性別も教えてください。
- 加納指導室長 現在、4人の方が保育を理由に時差勤務しています。全員が30分間後ろに割り振っています。性別については現在資料がありませんので、後ほどお知らせします。
- 矢部委員 4人の方が利用されているということですが、規程の整備が今ということは、実際に4月からはどのような運用をされていたのかを教えてください。
- 加納指導室長 実際には4月からタイムカードを使い、出退勤の管理はしていました。しかし、タイムカードを使う規程をきちんと制定したいということで提案させていただきました。
- 直原教育長 ほかになければ質疑を終了し、採決に入ります。「議案第52号 東久留米市立学校職員出退勤情報管理機器使用規程の制定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第52号は承認することに決しました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 次に、「議案第53号 東久留米市立学校職員の職務に専念する義務の免除に

関する事務取扱規程の一部改正について」、教育部長から説明をお願いします。

○**師岡教育部長** 「議案第53号 東久留米市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成27年6月1日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年東京都条例第98号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためです。詳しくは担当から説明します。

○**加納指導室長** 議案を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第4条第2項で、「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年東京都条例第98号）第2条第1号」を「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年東京都条例第98号）第2条第1項第1号」に改めるものです。これは、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年東京都条例第98号）第2条に第2項が加わったためです。

新たに加わりました第2号の説明をします。職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年東京都条例第98号）の新旧対照表も資料を添付していますので、後ほどご覧ください。第2条第2項に「前項第2号及び第4号の規定は、非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）には適用しない」が加わっています。これは非常勤職員が一般職員となったことにより、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例が適用されるようになったことによるものです。

○**直原教育長** 特になければ質疑を終了し、採決に入ります。「議案第53号 東久留米市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手であり、よって、議案第53号は承認することに決しました。

◎諸報告

○**直原教育長** 次に諸報告に入ります。「①東久留米市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」から、順次報告を願います。

○**師岡教育部長** 「東久留米市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」については、本年5月14日の第2回総合教育会議でご議論いただいています。その時にお配りした資料と本日お配りしている資料の変更点などについて、指導室長から説明します。

○**加納指導室長** 第2回総合教育会議で市長から提案されました大綱案からの変更点について説明します。

1 ページの前文です。下から3行目「次代を担う子どもたち」の後に「心身ともにたくましく知性豊かに」を、「育てる」の後に「とともに、市民が生涯にわたって学び続けられる社会を構築するために、」の2点が加えられました。1 ページです。「人権尊重教育の推進」の2行目、「暮らすことができるよう」が「暮らしていける人権尊重の」と変更されています。「食育の推進」の2行目、「食に関する学習」が「食に関する教育」と変更されています。2 ページです。「思考力、判断力、表現力の育成」の3行目「そして、」の後に「全体の学力を伸ばし」が加えられています。3 ページです。「校長のリーダーシップの確立」の1行目「負託に」が「期待に責任をもって」に変更されています。「教員の資質・能力の向上」の3行目、「教員を育成します」が「教員の育成に努めます」に変更されています。「教科書採択の適正な実施」の2行目、「明らかにします」が「するように努めます」に変更されています。4 ページでは文字の訂正がありました。前文の下から3行目「オリンピック・パラリンピックへの機運」のところと「オリンピック・パラリンピックへの機運の

醸成」の「機運」の「機」が「気分」の「気」から「機」に修正されています。5ページです。「放課後の活動の充実」を「放課後の活動の推進」と変更されています。その1行目「学童クラブ」が正式名称の「学童保育所」に変更されています。2行目の最後「活動を充実させます」が「活動を推進します」に変更されています。「保育園関係機関」が「子育て関係機関」に、「連携の強化」が「連携」と変更されています。また、「小1プロブレムの解消や」の後に「発達障害等により」とありましたが、これが削除されています。「保育園」が「子育て関係機関」と変更されています。「小学校との連携を強化します」が、「小学校の連携を図ります」と変更されています。変更点は以上です。

○直原教育長 何かご質問はありますか。

○尾関委員 文言の変更を除いて、市長から、強調したいという個所についてなどの説明はありましたか。

○加納指導室長 特にありませんでした。

○矢部委員 これまで意見交換を重ね、論点整理をする時にも「教育振興基本計画を基本的に据えている」ということを説明した上で、市長側はそれを強調したり、加えたりしてこの大綱を策定したという説明がありました。私たちは「教育振興基本計画」がベースにあるということには当たり前だと考えていたのですが、大綱の前文を見ても教育振興基本計画については何も述べられていません。今さらこんなことを言って申し訳ないのですが、明記されていなくても、教育振興基本計画はきちんと尊重していただいている、大綱のベースには同計画があるのだという理解で間違いはないですか。

○加納指導室長 今までの教育委員会の会議や総合教育会議においても、市長からそのような話はありません。具体的な文言は入っていませんが、教育振興基本計画がベースになっています。

○矢部委員 大切なことなので再度確認させていただきます。私たちは何度も市長と意見交換を重ね、総合教育会議の論点整理のときに、市長の考えに対してここはもっと強調してほしいなど、教育委員会の考えもお伝えしてきました。教育委員としては教育振興基本計画がしっかりとベースにあって、それをもとに大綱が作られるのだという理解で話を進めていたので、そこは揺るぎのないものであることを確認したいと思います。

そうでないと、早い段階で大綱が作成されるに当たり、教育委員会があまり関与せずに策定されたのではないかとおぼろげに思われてはいけないということで、大綱には私たちの考えも酌み取っていただいているということを確認させていただきました。

○直原教育長 私から一言申し上げます。5月14日の総合教育会議の時に私から最後にお話をしましたが、今、矢部委員からもありましたように、大綱はもともと、昨年、本市教育委員会が策定した教育振興基本計画をベースとしつつ、それに市長としてさらにつけ加えたり、あるいは強調したいとされているものが「大綱」という形で示されたわけです。この間の議論の中で、前回、最後に市長から、「この内容で基本的に教育委員会として了承いただけますか」という話があり、了承していますとお答えしました。

改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律によると、「大綱」は市長が策定するものですが、市長と教育委員会とで合意された場合には、合意した中身について市長は市長で、教育委員会は教育委員会として責任をもってそれを実施、実現を目指していくとあります。そうしたことから、今後私どもとして、昨年策定しました教育振興基本計画の中で適宜書き加えたり、あるいは組み換えをしたりと、そういったことが必要になってくる部分があります。それについては今後整理をして教育委員会にお諮りしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

もう一つ、報告があります。席上に配付していますが、5月23日付の「しんぶん赤旗」

に、本市における教育大綱に関してかなり大きな記事が載りました。既にこの新聞記事については委員の皆様にもお読みいただいておりますが、この記事は本市における大綱策定に至る事実関係を歪曲したものであり、策定した東久留米市長と策定にかかわった東久留米市教育委員会のこの間の取り組みを不当に貶（おとし）めるとともに、読者に誤解を与えるものです。具体的に申し上げますと、この新聞記事の見出しで「2時間で案」。そして一番上の前文の最後「たった2回の会議で大綱案を策定した」。下から2段目の左の小見出しで「議論は2回」。最後の「4月末の1回目の会議でいきなり論点整理が示され、」とあります。

実際は、本市では昨年度3回、教育委員会の会議に市長が出席する形で、27年度から改正地方教育行政法が施行され、市長が教育の大綱を策定することになることを念頭に置いて、市長と教育委員会が意見交換を進めてきました。昨年9月には学力向上策について、11月にはいじめ問題を中心に青少年の健全育成について、そして本年2月には大綱策定に向け本市の教育振興基本計画の基本方針は現状どうなっているのか、意見交換をしました。こういう経過があるからこそ、4月30日の第1回総合教育会議で大綱策定のための論点整理ができました。この経過に触れないで、あたかも今年度の2回の総合教育会議だけで市長が大綱を策定したかのような記事は事実関係を歪曲するものです。また、記事の最下段中ほどに、「第1回の際は配布資料が閲覧のみで、傍聴者は持ち帰ることができませんでした」とあります。確かに4月30日の第1回会議では、記事のとおり、配布資料は閲覧だけで持ち帰りを認めていませんでしたが、会議終了後、傍聴の方から資料の持ち帰りを求める意見が出たことから、5月14日の第2回会議では当日の配布資料とともに4月30日の資料の持ち帰りも認めました。4月30日の対応についてのみ記述し、5月14日の対応について全く記述しないのはバランスを欠きアンフェアであって、事実関係全体を歪曲するものです。

こうしたことから、5月29日付で並木市長と私の連名で、「しんぶん赤旗」の発行責任者である日本共産党中央委員会宛てに、同紙面上において謝罪の上、記事の訂正を求める文書を発送しました。補足説明は以上です。この件は以上にとどめます。

次の報告に入ります。「②東久留米市特別支援教室設置検討委員会設置要綱の制定について」の説明をお願いします。

- 加納指導室長 東久留米市特別支援教室設置検討委員会は、特別支援教室導入のガイドラインを受け、平成28年度から市立小学校に特別支援教室を設置するに当たり、調査検討を行うことを目的としています。東京都から出された「特別支援教室導入のガイドライン」には、平成30年度までに全小学校に特別支援教室を設置し、巡回指導を行うとあります。本市においても段階的に設置していきたいと考えていますが、グループを幾つに分け、いつから、どのグループで実施するかなど、本市の計画について特別支援教室設置検討委員会の中で検討していきます。検討委員には特別支援学校特別支援教育コーディネーターのほか、小学校の校長会長、情緒障害を対象とした通級指導学級設置小学校の校長等をお願いしていきます。
- 直原教育長 特になければこの件は以上にとどめます。次の「③特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について」の説明をお願いします。
- 加納指導室長 東久留米市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱は既に報告している内容ですが、今回一部改正を行いましたのでその報告をします。第2条「その結果を東久留米市教育委員会に」を「その結果を教育長に」に改めます。これは、他の委員会設置要綱に合わせたことによります。第3条(4)の「教育部総務課長」を「教育部教育総務課長」に改めます。これは組織の名称が変更されたことによります。第7条「教育委員会学務課」を「教育委員会指導室」に改めました。これは、特別支援教育の所管が学務課から指導室へ移ったことによるものです。
- 直原教育長 この件は以上にとどめます。次に、「④東久留米市立学校適正配置等に関する

検討委員会設置要綱の制定について」の説明をお願いします。

- 傳学務課長** 学校規模適正化に関しては、本市教育委員会では平成14年に制定された「東久留米市立学校再編成計画」に基づいて進められてきました。今年の1月に文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が新たに示され、また、先ほど報告がありました「大綱」の中でも適正配置について述べられていますので、各市の地域の事情、人口構成、児童数の新しい推計等に基づいてこの再編成計画について検証し、事務局としての考え方を取りまとめる必要が生じていることから、検討委員会を教育委員会内部で設置し、最終的に教育長に報告します。
- 直原教育長** 何かご質問はありますか。
- 矢部委員** これは事務局としての考えをまとめるための委員会ということですね。具体的な再編成計画についてはこれまでどおり、今までとってきたようなプロセスを経て進めていくということで、ここで決定したことが即決定事項になるわけではありませんね。
- 傳学務課長** はい。この後には市長等の意向も入ってきますし、具体的に進めるに当たりましては地域の皆様、保護者の皆様と十分に話し合いをして進めていく必要があります。
- 名取委員** このような検討委員会は今回初めて設置されるのですか。
- 傳学務課長** 平成14年に学校再編成計画が策定される前、内部の検討委員会は何度も設置されてきました。その後、滝山小学校、第八小学校、第四小学校の閉校に当たり、それぞれ検討するステージである委員会は幾つも立ち上がっています。
- 直原教育長** 事務局の検討に目途がつかましたら教育委員会に報告し、その次の段階に進んでいくこととなります。この件は以上にとどめます。「⑤特別支援教室に関する保護者への説明会について（報告）」の説明をお願いします。
- 加納指導室長** 特別支援教室導入のガイドラインについて、保護者を対象とした説明会を開催しましたので報告します。5月29日金曜日午前10時からと午後6時から、5月30日土曜日午後3時からの3回行いました。対象は小学校と幼稚園、保育園の年長組の保護者です。通級だけでなく、通常の学級に在籍する児童の保護者も対象としています。参加者は3回の合計で50名でした。特別支援教室導入の説明の後、質問にお答えし、ご意見を伺いました。質問としては設置計画作成のスケジュール、グループ分けの基準、巡回指導を行う教員の身分、教員の配置数などがありました。ご意見としては設置について反対するものではありませんでした。「通級指導学級で実施しているグループ学習を特別支援教室でも同様な効果が上がるよう、児童の実態に応じて実施してほしい」というご意見が多く出されました。今回の説明会に感謝する声も多く、特別支援教室設置計画について案の段階でも説明会を開催してほしいというご要望も複数出されています。
- 直原教育長** 何かご質問はありますか。
- 名取委員** 教育委員会宛に一部の保護者から、このことについてご心配であるというお手紙をいただいたことがありました。それについては「きちんと説明します」ということでお答えしていただいていますね。今回の説明会の開催によって保護者のご心配はほぼなくなったと考えてよろしいのでしょうか。
- 加納指導室長** 先ずは、ガイドラインについての説明会を開催したということについて、感謝のお声をいただいています。しかし、ガイドラインの説明をただけでは来年度以降の本市の計画をご理解いただいたことにはなりませんし、まだ保護者の皆様は不安を持たれていらっしゃるのではないかと思います。ついては、今後、本市の計画が定まっていく段階において、保護者の方はもちろん、学校や教員に対しても説明していく必要があると考えています。
- 矢部委員** 先ほど名取委員のご発言にありましたが、ご心配のお手紙が寄せられたことに対

して教育長名でご返答され、私たちはこの先を見守っていこうというところでした。5月20日に第六小学校、5月25日に第七小学校の指導室訪問があり、私も同行させていただきました。訪問した際の報告は後ほどまとめてさせていただきますが、その中で、今の報告に関連する部分について報告します。

第六小学校の通級指導ではすずらん学級、ことばの教室、きこえの教室を参観しました。第七小学校では通級学級のあすなろ学級と、固定学級のしらゆり学級を参観しました。通級学級においては、第六小学校ではこの日はどちらかというところ、ことばときこえの児童が多く、第七小学校では通級の先生がたまたま年次研修の対象であったということで、じっくりとその通級のグループ指導を拝見しました。朝の1時間目にはその日の対象の児童と一緒に体育をし、2校時はグループ指導があり、3～4校時には個別指導があり、午後は体験活動という一日の計画がありました。その中のグループ指導の印象が強く残っています。この日は高学年の児童が来ている日で、幾つかの複数の小学校に在籍する、指導を要する児童が集まっていたと思います。本来は6人いるのですが同じ学校ではない、でも、同じような気持ちを抱えている子たちが一緒に集まって、それぞれの個別指導をする先生たちもいらっしゃいますから、教員と児童がほぼ同数ぐらいの手厚い環境の中でグループ活動するという、とても良い指導を拝見することができました。

しかし、今後は各学校の教室で指導を受けるということになると、学校の規模によっては同じような障害を抱えたお子さん、同じような年齢のお子さんが揃わないという心配もあるのではないかと感じました。通常のクラスではなかなか分かり合える友だちはいないけれども、ここに行くとも気持ちが通じ合える友だちがいるという環境が大事であると思いました。今後の計画の中でグループをどうしていくのかという課題があると思います。グループ化された学校が幾つかあるのならば、単独校ではできないグループ指導がグループならではの可能性もあるかもしれないので、そういったことも検討課題に入れていただきたいと思います。より生徒一人一人にとって効果のある教育がなされるような計画が推進されるとありがたいと思いました。

固定学級のしらゆり学級においては、児童が非常に意欲的で、先生たちも熟練の先生ですし、とても良い教育がされていました。現状の東久留米の特別支援教育がさらに良くなる計画になるようにお願いします。

○加納指導室長 矢部委員のご発言のとおり、今後、設置の計画を立てていくこととなりますがまだそこまでの細かい内容については触れてはいません。通級指導学級の指導の良さはありますので、その良さを生かした特別支援教室のカリキュラムについて検討していきたいと思います。

○直原教育長 この件については以上でとどめます。ほかに報告事項はありますか。

事務局からはないようですので、矢部委員からお願いします。

○矢部委員 何点か報告させていただきます。前回の会議以降の幾つかの会議等に出席しましたので報告します。先ず、5月19日火曜日、第59回東京都市町村教育委員会連合会の定期総会に出席しました。会場は東京都自治会館です。議題は26年度の事業報告、26年度歳入歳出決算、27年度事業計画案、27年度歳入歳出予算案、会則の改正ということで、全て承認されました。この会則の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員ではなくなる教育長を本連合会の会員とするため、会則第3条に教育長を加えるというものです。教育委員ではなくなる教育長にもご参加いただいた上での連合会であるということが確認されました。

続いて、5月29日金曜日、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会の総会及び研修会に出席しました。会場は26年度の会長市である新潟県長岡市の市立劇場です。議題は26年度

事業報告、26年度会計決算、27年度事業計画案、27年度会計予算案、規則の改正案、役員選出、理事選任ということで全て承認されました。こちらの規則の改正も全く同じ、教育長に入っていただくという内容です。次年度の開催県は東京都となっています。現在の東京都市町村教育委員会連合会の会長市は八王子市です。東京都での開催になりますので他の市町村にも協力を要請させていただきたい旨の発言が八王子市の会長からありました。今回の長岡での会場内では新潟の名産品の紹介等の活動もありましたので、ぜひ東久留米市もアピールできることがあれば参加していただいて、また人手も協力依頼があるかもしれませんのでよろしくお願いします。

その後行われた研修会は二つありました。一つが、講話として、講師に文部科学省初等中等教育局企画官の堀野晶三氏をお迎えし、演題は「新教育委員会制度における教育委員の役割」でした。講話に対するレジメはなかったので概要を報告します。「教育委員会定例会、総合教育会議での議題設定について」。教育委員会定例会もこれからはルーティンな決裁案件のみではなく、事務局が決める議題のみではなく、委員から事前に事務局に提案して議題として取り上げていく必要があるということです。「教育委員会の立場について」。本市では、今年度から教育長のご提案で、学校行事等に出席する場合、私たちの立場は少し変わりました。そのことを企画官も話されていました。学校行事に参加するに当たり教育委員は来賓ではなく、主催者の立場であることを心得ておいてくださいと。また、教育委員会では教育委員は内輪の人間であるので、委員に見せられない資料があつてはおかしいという話もありました。そういうことが行われている教育委員会も実際には存在するそうなので、本市ではそういう心配はないかと思いますが、そういうこともきちんとかきまえた上で委員は活動してほしいということでした。「新教育長について」。教育長のみが頑張ってもだめで、委員もこれまで以上に活動しなさいということでした。幾ら力のある教育長が一生懸命頑張っても、委員が活動しないのはだめであると。市長は選挙で選出されているので、一人で権限と責任を持つことができるが、教育長はそういうものではない。一人で権限と責任を持つのは地方自治の観点からも望ましくないので、あくまでも合議体である委員会が機能しないとまた数年後には委員会不要論が出てくる。そうすると、責任を持てる合議体がなくなることから、市長が教育においても責任を持つことになるので、そうならないように合議体の教育委員会を機能的に運営しなさいというお話でした。また、委員会の活動を活発にせよとなると、常勤のように働くべきという議論も出てくるのですが、そうすると、任命できる人がいなくなってしまう、限られてしまうということです。限られた人材ではよくないので、短時間でも効果的に働けるような工夫をしなさいということでした。「総合教育会議では教育委員会からも議題を提案すべきである」。大きな予算がかかることなどは委員が積極的に提案していくべきであるということでした。何かあったとき、市長は市民に向けて発信の機会が多いのですが、教育委員会は一般への発信の場があまりないので、何か事が起きたとき、市民に分かる言葉で発信できるのは“市民である教育委員”であるので、しっかりと機能しなさいというお話でした。全体の感想としては、われわれ教育委員は今後も身を引き締めて活動していくべきであると思いました。

指導室訪問に同行したことは先ほどお話ししたとおりです。これまで私は学校の公開日にはできる限り行かせていただいていたのですが、学校公開日というのは保護者、市民に向けてのもので、例えば、保護者参加型の授業であるとか、児童・生徒の発表を多く設けていたりして、ふだんの授業と少し違うものが多いです。今回の指導室訪問では指導案が全て提出されていて、各教諭がその指導案をどういうふうに考えて作り、どこをポイントに授業をしていくかというのを全て拝見することができました。研究発表の時にはテーマに応じた内容になっていますから、またそれはふだんと違ってきます。今回はいろいろな科目の授

業についての指導案を見ながら、数分程度でしたが各教室の充実した授業参観ができました。既に示されている指導室訪問のスケジュールにはまだ指導室訪問の予定がたくさん組み込まれていますので、各委員にもできるだけ参加していただけると、ふだんの学校の様子がよく分かりますし、先生たちがいかに頑張っているかを見ていただけたと思います。

最後に運動会に参加したことについて。ほかの委員も参加されていますが、私は23日の第十小学校、30日の四つの中学校を参観しました。非常に充実した内容で、先生方のご指導の成果も拝見することができ、中学校では入場行進や競技への入退場が非常に引き締まっていて、中学生が非常に良い態度で行事に参加していることが分かりました。また、各競技では生徒の中から声援の声があふれていて、友人、先輩、後輩を一生懸命声援しており、すがすがしい若者の姿を見ることができました。

なお、指導室訪問や運動会訪問の中で、校長先生方との意見交換の時間があり、いろいろなお話をすることができました。そういった話題の中から、私からお願いしたいことがあります。スプリンクラーの設置についてです。芝生が設置された学校にはスプリンクラーがあり、それ以前に他の事情により設置されている学校もあります。芝生は別建ての予算なので、比較的、芝生のために使えるのですが、それ以外で設置されている学校については水道代の節約の観点からなかなか使えない現状があります。私がボランティアをしている時に竜巻のようなものが発生したことがあり、その時はすかさず副校長先生が作動させてくれました。とても効果的な使い方を拝見したのですが、「実際にはなかなか使えないんです」とのことでした。水道メーターが一括になっているので非常に使いづらいということでした。また、校庭開放をしていると土曜日・日曜日に各スポーツ団体が利用しているが、そういう時にも別料金で支払えるのであれば使ってもらい、グラウンドのコンディションも整えることができ良いのだがとのことでした。メーターが別になっていれば利用する各団体が支払うことができるのではないかということでした。せっかく設置されていますから、宝の持ち腐れにならないように、運用してもらえたらと思いました。

続いて、中学校の校庭について申し上げます。ほかの委員も校庭をご覧になり感じられたと思いますが、地面ががたがたで、ゆがんだ状態になっています。砂の入れ替えや整地には多額の予算が必要ですぐに実行するのは難しいと承知していますが、校長先生のいろいろな調査によると、比較的値段の低いものでもグラウンドの整備ができる用具があるということでした。こういったものを1台購入して各校で巡回して使うと、今よりはよくなるのではないかということでした。生徒の体も大きくなってくると体重も重いですから、一度転倒するとケガの程度も心配であるという声もありました。

なぜ、私が今回これだけ報告させていただいたかと言いますと、先ほどの連合会の総会で聞いた文部科学省の企画官の話の中に、「市民や学校の声をすくい取って届けるのが委員の仕事である」ということも言われていましたので、企画官の話に後押しされた気持ちがありますので、たくさん申し上げました。そういった声を届ける係として私たちはいるのだと思っています。

○松本委員 私も学校を見させてもらって同じことを感じました。中学校のゴールポストの辺りの土がちょっと盛り上がっていて、運動会の時に何人かゴールのところで転んでしまったんです。生徒もゴール間近な所では疲れきっています。恐らく高齢者がちょっとした段差でつまづいてしまうのと同じように、疲れてきているところで、ちょっとしか盛り上がってなくても転んでしまう。校庭の整地についてはこれからの課題の一つとして取り上げていただきたいと思います。

矢部委員のお話にもありましたが、スプリンクラーについては一般的に農業で使う場合には東京都の予算で1個300万円、400万円ぐらいかかるらしいのですが、農地に井戸水

を掘る場合は3分の2ぐらいの補助を東京都で出してくれるという事業があります。条件として、災害時には当然水道として、電気が切れてもエンジンでくみ上げられるような設備を造ることになります。その学校版というか、各学校は災害時の避難場所になっていますから、各学校に地下水を、井戸を掘っておくのも一つの方法だと思います。新年度の予算編成に向けて、東京都や国へ予算要求していくことを提案します。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上で、平成27年第6回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前11時34分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

教 育 長

署名委員